

国立歴史民俗博物館国際交流棟宿泊施設使用規程

〔平成28年4月1日
歴博規第84号〕

最終改正 令和元年9月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館国際交流棟宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の資格)

第2条 宿泊施設を使用できる者は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）の目的たる研究と同一の研究に従事する者及び館長が適当と認める者とする。

(使用の許可)

第3条 宿泊施設を使用しようとする者は、原則として使用予定日の10日前までに、館長に宿泊施設使用申請書(第一号様式)を提出し、その許可を受けなければならない。
2 館長は、許可を与えるにあたっては、宿泊施設使用許可書(第二号様式)を作成しなければならない。

(使用の許可期間)

第4条 使用の許可期間は、毎年1月5日から12月26日の間とする。ただし、外国人研究員、その他の研究員等については、館長が必要と認めたときは本文の規程にかかわらず許可することができる。

(使用料の額)

第5条 使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは使用料を免除することができる。

(使用料の支払)

第6条 使用者は、原則として、使用料を使用前に管理部財務課財務企画係に支払をしなければならない。ただし、使用者から請求書による支払の申し出があった場合には、本館が発行する請求書に記載された指定期日までに支払うものとする。
2 使用者は、館長の命令又は依頼による旅行に伴い宿泊施設を使用する場合は、博物館が当該使用者に支給する旅費の金額からの使用料控除を申請できるものとする。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、その一部又は全部を還付することがある。

- (1) 天災・災害、その他使用者の責によらない事由で、宿泊施設の使用をしなくなったとき。
- (2) 博物館の都合により、使用の許可を取り消し又は使用を中止させたとき。

(使用上の注意)

第8条 使用者は、宿泊施設を宿泊の用以外の目的に使用してはならない。

- 2 使用者は、使用を許可された者以外の者を宿泊させてはならない。
- 3 使用者は、博物館及び宿泊施設の管理人の指示に従うとともに、宿泊施設の施設・設備を常に良好な状態に保つように努めなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者が、故意又は重大な過失により宿泊施設の施設・設備を滅失又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 館長は、次の各号の一に該当する場合には、宿泊施設の使用許可を変更し、又は取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この規程に違反したとき。
- (2) 使用者が、博物館及び宿泊施設の管理人の指示に従わないとき。
- (3) 使用者が、宿泊施設の維持管理に重大な支障を与えたとき又は与える恐れがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、宿泊施設の運営上特別の必要が生じたとき。

2 前項の規程により使用許可を変更し、又は取り消されたことによる損害については、博物館は、その責を負わないものとする。

(立ち入り)

第11条 宿泊施設の管理上必要がある場合は、宿泊施設の利用者又は館長の指示を受けた者は使用中の居室に立ち入ることができる。

(退去)

第12条 使用者は、使用許可期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、速やかに宿泊施設を退去しなければならない。

2 使用者は、使用許可期間内に宿泊施設を退去する場合は、あらかじめその旨を宿泊施設の管理人を通じて管理部研究協力課に連絡しなければならない。

(使用に関する事務)

第13条 宿泊施設の使用に関する事務は、管理部研究協力課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、宿泊施設の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年6月26日から施行する。

附 則

この規程は令和元年10月1日から施行する。

(第一号様式)

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館国際交流棟宿泊施設使用申請書

受付	第	号
----	---	---

令和 年 月 日

国立歴史民俗博物館長 殿

使用者所属・職名 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

(館内連絡者氏名 印)

下記のとおり国立歴史民俗博物館国際交流棟宿泊施設を使用したいので、申請します。
なお、使用に当たっては、関係規程及び利用案内を遵守いたします。

記

使用日時	自 令和 年 月 日 (曜日) 17時 至 令和 年 月 日 (曜日) 9時 (泊)
使用室の 希 望	単身用 <input type="checkbox"/> 202、 <input type="checkbox"/> 203、 <input type="checkbox"/> 204 <input type="checkbox"/> 302、 <input type="checkbox"/> 303、 <input type="checkbox"/> 304 どちらかにチェック願います。 <input type="checkbox"/> 単独宿泊 <input type="checkbox"/> 共同宿泊 (<input type="checkbox"/> 2名、 <input type="checkbox"/> 3名)
	家族用(※1) <input type="checkbox"/> 201、 <input type="checkbox"/> 301
	バリアフリー対応(※2) <input type="checkbox"/> 205、 <input type="checkbox"/> 305
本館への 来館理由	
支払方法	<input type="checkbox"/> 現金による支払(前払) <input type="checkbox"/> 請求書による支払 <input type="checkbox"/> 出張旅費からの控除(予算名称: _____)(※3)

(※1) 3名まで宿泊可、(※2) 2名まで宿泊可、(※3) 博物館から旅費を支給される方のみ選択可

(以下は博物館で記入します。)

外国人研究員及び長期滞在者(30日以上)による宿泊の場合

上記以外の者

料金内訳	(名で宿泊) 円 × 日 = 円
宿泊施設使用料 計	円

研究協力 課 長	係 長	係 員

受領年月日	領収書発行No 請求書発行No

(第二号様式)

受付	第	号
----	---	---

令和 年 月 日

(使用者) 殿

国立歴史民俗博物館長

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館国際交流棟宿泊施設使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のありました国立歴史民俗博物館国際交流棟宿泊施設の
用については、下記のとおり使用を許可します。

使用日時	自 令和 年 月 日 (曜日) 17時 至 令和 年 月 日 (曜日) 9時 (泊)
使用 許可室名	単身用 <input type="checkbox"/> 202、 <input type="checkbox"/> 203、 <input type="checkbox"/> 204 <input type="checkbox"/> 302、 <input type="checkbox"/> 303、 <input type="checkbox"/> 304
	家族用 <input type="checkbox"/> 201、 <input type="checkbox"/> 301
	バリアフリー対応 <input type="checkbox"/> 205、 <input type="checkbox"/> 305

(備考)

1. 使用の際は、本許可書を管理人に提示してください。
2. 外出される際は、消火・消灯、施錠を必ず確認して下さい。
3. 退去の際は、居室のカードキーを管理人に返却してください。
管理人不在の場合には、施設内の返却ボックスに返却してください。